

2021年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社テンダ  
代 表 者 名 代表取締役会長 小林 謙  
(コード番号: 4198 東証JASDAQ)  
問 合 せ 先 取締役執行役員経営管理本部長 田村 芳明  
(TEL. 03-3590-4150)

募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年5月7日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴う募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数               | 当社普通株式 123,000 株   |
| (2) 募集株式の払込金額                | 未定（2021年5月21日開催予定の取締役会で決定する。）  |
| (3) 払 込 期 日                  | 2021年6月9日（水曜日）   |
| (4) 増加する資本金及び<br>資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2021年6月1日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。                    |
| (5) 募 集 方 法                  | 発行価格による一般募集とし、いちよし証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社、極東証券株式会社及び東洋証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を引受価額で買取引受けさせる。ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格                  | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案したうえで、2021年6月1日に決定する。）   |
| (7) 申 込 期 間                  | 2021年6月2日（水曜日）から<br>2021年6月7日（月曜日）まで   |
| (8) 申 込 株 数 単 位              | 100 株  |

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (9) 株式受渡期日 2021年6月10日(木曜日)
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 池袋支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 157,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 払込期日 上記1.における払込期日と同一とする。
- (4) 募集方法 処分価格による一般募集とし、引受人に全株式を引受価額で買取引受けさせる。ただし、処分価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格 未定(上記1.における発行価格と同一とする。)
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (10) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 池袋支店
- (11) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |     |   |  |           |
|-----|---|--|-----------|
| (1) | 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式   | 105,000 株 |
| (2) | 売出人及び売出株式数  | 東京都新宿区<br>小林 謙   | 100,000 株 |
|     |   | 東京都板橋区<br>中村 繁貴  | 5,000 株   |
| (3) | 売 出 方 法   | 売出価格による一般向け売出しとし、いちよし証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受させる。  |           |
| (4) | 売 出 価 格   | 未定（上記1. における発行価格と同一とする。）   |           |
| (5) | 申 込 期 間   | 上記1. における申込期間と同一とする。   |           |
| (6) | 申 込 株 数 単 位   | 上記1. における申込株数単位と同一とする。   |           |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日   | 上記1. における株式受渡期日と同一とする。   |           |
| (8) | 引 受 人 の 対 価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。<br>なお、引受価額は上記1. における引受価額と同一とする。 |           |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の公募による募集株式発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止する。 |  |           |

### 4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |     |   |                                   |  |
|-----|---|-----------------------------------|--|
| (1) | 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式                            | 57,700 株（上限）<br>（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案したうえで、2021年6月1日（発行価格等決定日）に決定される。） |
| (2) | 売出人及び売出株式数  | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号<br>いちよし証券株式会社 | 57,700 株（上限）   |
| (3) | 売 出 方 法   | 売出価格での一般向け売出しである。                 |  |
| (4) | 売 出 価 格   | 未定（上記1. における発行価格と同一とする。）          |  |
| (5) | 申 込 期 間   | 上記1. における申込期間と同一とする。              |  |
| (6) | 申 込 株 数 単 位   | 上記1. における申込株数単位と同一とする。            |  |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日   | 上記1. における株式受渡期日と同一とする。            |  |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の公募による募集株式発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止する。 |                                   |  |

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. 当社指定販売先への売付け（親引け）の件

上記1. の公募による募集株式発行に関して、当社は、いちよし証券株式会社に対し、発行株式数のうち、30,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定です。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 当社普通株式 280,000 株  
(うち、自己株式の処分 157,000 株)
- ② 売出株式数 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 105,000 株  
オーバーアロットメントによる売出し(※)  
当社普通株式 57,700 株(上限)

- (2) 需要の申告期間 2021年5月25日(火曜日)から  
2021年5月31日(月曜日)まで

- (3) 価格決定日 2021年6月1日(火曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づいて需要状況等を勘案したうえで決定する。)

- (4) 申込期間 2021年6月2日(水曜日)から  
2021年6月7日(月曜日)まで

- (5) 払込期日 2021年6月9日(水曜日)

- (6) 株式受渡期日 2021年6月10日(木曜日)

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、当該募集の主幹事会社であるいちよし証券株式会社が 57,700 株を上限株式数として行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である小林まり子(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、57,700株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2021年7月2日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2021年6月10日から2021年6月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,000,000株
公募増資による増加株式数	123,000株
増加後の発行済株式総数	2,123,000株

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	157,000株
処分株式数	157,000株
処分後の自己株式数	—株

## 4. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額817,200千円(\*)については、今後の事業拡大に向けた①研究開発費として150,000千円、事業運営上のリスクでもある人材の確保のため②採用費を含めた人件費として100,000千円、ビジネスプロダクト事業の販売拡大のため③宣伝広告費用250,000千円、④借入金の返済317,200千円を充当する予定であります。

### ① 研究開発費

ビジネスプロダクト事業の既存プロダクト及び今後計画しております新プロダクトの研究開発及び市場調査費用として、150,000千円（2022年5月期に50,000千円、2023年5月期に50,000千円、2024年5月期に50,000千円）を充当する予定です。

### ② 人材採用費用及び人件費

技術者を中心とした優秀な人材の補強と維持のため、人材採用費及び人件費として100,000千円（2022年5月期に30,000千円、2023年5月期に30,000千円、2024年5月期に40,000千円）を充当する予定です。

### ③ 広告宣伝費用

ビジネスプロダクト事業拡大のため既存プロダクト及び新プロダクトの見込み顧客の増加を目的に宣伝広告費用として、250,000千円（2022年5月期に75,000千円、2023年5月期に75,000千円、2024年5月期に100,000千円）を充当する予定です。

### ④ 借入金の返済

金融機関からの借入金の返済として317,200千円（2022年5月期に130,000千円、2023年5月期に100,000千円、2024年5月期に87,200千円）を充当する予定です。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格3,250円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 5. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### (2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、AIやRPAの急速な進歩や、高速かつ大容量通信が可能となる5Gの実用化などのIT業界を取り巻く経営環境の変化に対応すべく、人員の強化と技術レベルの向上、新製品の開発などに有効投資してまいりたいと考えております。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

持続的、かつ中長期的な企業価値の向上を実現するため、上記(1)(2)に基づき、各事業年度の財政状態と経営成績を勘案しながら、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えております。

### (4) 過去3決算期間の配当状況

	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
1株当たり当期純利益	48,151.97円	55.73円	115.70円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	7,986.00円 (—)	900.00円 (—)	19.77円 (—)
実績配当性向	16.6%	16.1%	17.1%
自己資本利益率	19.5%	21.7%	37.8%
純資産配当率	3.23%	3.33%	6.57%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり中間配当額については、実施しておりませんので、記載しておりません。
3. 自己資本利益率は、当期純利益を自己資本(期初と期末の平均額)で除して算出しております。
4. 当社は、2019年3月14日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を、また、2020年2月14日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。2019年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について』(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2018年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
 なお、2018年5月期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
1株当たり当期純利益	48.15円	55.73円	115.70円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	7.99円 (—)	9.00円 (—)	19.77円 (—)

## 6. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であり売出人かつ当社役員である小林謙及び中村繁貴並びに当社株主であり貸株人である小林まり子並びに当社株主であり当社役員である林貢正及び松下貴弥並びに当社株主である株式会社KFC及び加藤善久は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年12月6日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であり取締役かつ新株予約権を保有する中村繁貴、林貢正及び松下貴弥は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

## 7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意:この文書は、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。